

(別記)

令和4年度茨城県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、畑作物の導入が困難な水田が多い中において、排水対策やブロックローテーションなどを推進して麦・大豆等の畑作物の定着を図るとともに、飼料用米を中心とした新規需要米等による転作を進めてきたところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う中食・外食需要は落ち込み、民間在庫量が増加したことで、令和3年産米のJA概算金や相対取引価格は大幅に下落した。令和4年産においても、厳しい需給状況が続くことが見込まれていることから、需要に応じた生産を一層強力に進め、価格の安定により農家所得の確保を図る。

また、農業者の減少と高齢化が進み、耕作放棄地が増加する中で、農地の集積・集約化による規模拡大及びコスト低減を進め、担い手の経営強化を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、これまで飼料用米を中心に主食用米からの転換を図り、令和3年産においては、新規需要米等の取組面積は過去最大となり、目安面積の乖離は概ね解消された。

一方、排水不良の水田が多いことなどから麦、大豆、高収益作物など定着性・収益性の高い品目については、作付けは限定的となっている。

このような中、水田の収益力を強化し、儲かる農業を実現していくためには、県・市町村の関係部局が連携し、生産技術・機械等の導入支援や生産基盤の整備を行い、高収益作物の導入を図っていく必要がある。

具体的には、トマト、たまねぎ、キャベツ、ねぎなど中食・外食において需要が拡大している品目やレンコン、カンショ等、本県の全国シェアが高く、水稻から転換することにより所得の向上が期待できる品目を中心に、地域の特性や実情に応じて導入を図る。また、米やかんしょについてはコロナ禍の鎮静化を見据え、輸出の取組を強化していく。

また、子実用とうもろこしやWCS用稲などは畜産物生産に必要な飼料であるが、多くを輸入に頼っており、国産飼料へ転換することで、自給率の向上と生産される畜産物の安心・安全といった付加価値を高めることにつながることから、その導入および拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

県内水田面積約10万haのうち4割については、主食用米の需要減により、需要のある非主食用米や他品目への転換が必要である。主食用米だけでは米価下落時の経営に与える影響が大きくなることから、需要が見込める品目を経営に取り入れることにより、水田農業の経営安定化を図っていく。併せて、人・農地プランに位置付けられた地域の担い手への農地の集積、集約化を進める。

転換を進めるにあたっては、将来にわたって連作障害を回避し、安定した収量を確保できるようにブロックローテーションの構築を進める。また、水田の利用状況の確認の結果、水稻作付を行わないで畑作物が栽培され、経営が効率化されている事例については、必要に応じ畑地化支援を活用し、令和5年度までに畑地化の拡大面積150haを目指す。

また、高品質安定生産技術の指導や、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等の支援を

行うとともに、畑地化に向けた情報提供や、補助事業を活用した基盤整備の支援等により、畑作物の拡大及び定着を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

熟期の異なる品種の導入による作期分散、地域の実情及び実需者ニーズに応じた多収性品種や高温耐性、イネ縞葉枯病抵抗性品種の導入、特別栽培米等の認定・啓発による環境にやさしい米づくり、地力に応じた適正な施肥、大規模経営における省力・低コスト栽培や経営に見合った ICT 等先端技術の導入を推進し、担い手の経営安定化を進める。

また、全国ベースの需給見通し、産地別の需給実績や販売進捗・在庫など国の情報を活用し、農業者や集荷取扱業者、農業団体等が中心となって需要に応じた生産が円滑に行えるよう、地域農業再生協議会が中心となり、農業者団体、市町村、県等が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠を活用するとともに、主食用米の需要動向等を注視しつつ作付けを推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付けを推進するとともに、多収品種の導入や多肥栽培による収量の確保、育苗・田植作業や施肥管理におけるコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上及び複数年契約による安定生産・安定供給を図る。

あわせて、実需者から生産拡大及び安定供給の要請を踏まえ、農家経営安定化のため飼料用米を農家経営の中に位置付け、本作化・産地化を進める。

また、本県産飼料用米の生産・利用を拡大するため、鹿島地区にある飼料会社の協力を得ながら、多収品種の普及や、生産コスト低減・栽培技術の向上の取組を推進していく。

イ 米粉用米

需要が限られているため、製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種（笑みたわわ等）へ転換するとともに、産地交付金を活用し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

米の輸出に取り組む農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援や、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援及び多収品種の導入等生産性向上の取組及び複数年契約による安定生産・安定供給を進めることにより、輸出用米の産地づくりを支援する。

エ WCS用稲

輸入飼料の高騰により、県内畜産農家からの需要拡大が見込まれるなか、契約した畜産農家と継続した取組を推進するとともに、その拡大のため、コントラクター（受託組織）の育成支援や情報提供を行う。また、地域農業再生協議会と連携し、生産性向上のための団地化及び直播等の低コスト栽培技術の導入を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付を推進するとともに、産地交付金を活用して、全国集荷団体を通じた複数年契約を拡大し、安定した供給先を確保する。

（４）麦、大豆、飼料作物

土地利用型作物である麦・大豆は、本県の水田輪作体系における重要な戦略作物であるが、連作や湿害等による収量の低下、品質のばらつき等が問題になっており、近年は面積が減少傾向にある。

収量・品質の向上を図るため、ブロックローテーションの導入、適地適作及び排水対策の基本栽培技術を徹底するなど、県・市町村・関係団体が一丸となって産地支援を行うとともに、実需者ニーズに的確に対応するため需要に応じた品種の生産を推進する。

飼料作物については、輸入原料に過度に依存した畜産経営からの脱却に重要な作物であるので、乾田化された水田での作付など適地栽培を推進する。

（５）そば、なたね

湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。

そばは、栽培期間が短期間であり、比較的取り組みやすい品目であるが、近年コロナ禍の影響もあり、供給過多により価格が低迷している。このため、需要を踏まえつつ、作業の共同化及び生産組合等による作業の受委託の推進、新たな輪作体系の検討等を行う。

さらに、「常陸秋そば」の販売先（播種前契約）の確保や需要拡大を推進するとともに、定期的な種子更新による収量、品質の安定化を図る。

（６）地力増進作物

農業生産の維持向上に向けては、「土づくり」に取り組むことが必要である。地力低下により、収量が落ちている農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給でき、深い土層の改良効果も得られることから、次期作の収量向上につながることを啓発するとともに、これらの導入を推進していく。

（７）高収益作物

稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域の作付状況や課題を踏まえ、産地交付金を活用し、水田での園芸作物等の産地拡大と定着を図る。

また、園芸作物の導入事例を紹介するなど、稲作から高収益作物への経営転換に向けた積極的な誘導活動を展開する。あわせて、経営転換に意欲的な稲作農家に対しては、儲かる農業経営に挑戦するために必要な環境の整備や、需要の拡大が見込める中食・外食向けの契約栽培など、市場価格変動の影響を受けにくい販路の開拓を支援する。

地域特認作物

市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物
水戸市	ハトムギ	土浦市	グラジオラス アルストロメリア	河内町	里芋
笠間市	栗 菊 梨	石岡市	きゅうり ピーマン	稲敷市	ブロッコリー かぼちゃ 里芋
茨城町	ほうれん草 小松菜 にら	牛久市	落花生 里芋	古河市	なす 未成熟とうもろこし
城里町	ハトムギ	つくば市	芝	結城市	未成熟とうもろこし なす
神栖市	松 ピーマン 千両	阿見町	落花生 グラジオラス 里芋 しょうが きゅうり ほうれん草 すいか	筑西市	きゅうり いちご すいか
鉾田市	メロン いちご 水菜			桜川市	すいか
常陸大宮市	アスパラガス 里芋			八千代町	未成熟とうもろこし なす メロン かぼちゃ
				境町	子実用とうもろこし カリフラワー

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。
農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度(3年度)作付面積等		当年度(4年度)の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	61,400	-	59,944	-	59,561	-
備蓄米	453	-	600	-	206	-
飼料用米	11,760	-	12,681	-	12,684	-
米粉用米	43	-	50	-	55	-
新市場開拓用米	441	-	470	-	620	-
WCS用稲	571	-	600	-	627	-
加工用米	1,135	-	1,245	-	1,355	-
麦	4,608	310	4,644	310	4,910	310
大豆	2,155	1,732	2,169	1,732	2,180	1,732
飼料作物	677	186	694	186	702	186
・子実用とうもろこし	6	-	14	-	20	-
そば	1,056	717	1,067	717	1,117	717
なたね	4	0	4	0	4	0
地力増進作物	-	-	30	-	50	-
高収益作物	3,726	-	3,891	-	3,996	-
・野菜	3,253	-	3,278	-	3,358	-
・花き・花木	123	-	127	-	130	-
・果樹	12	-	15	-	18	-
・その他の高収益作物	338	-	471	-	490	-
畑地化	39	-	150	-	200	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	新規需要米生産性向上等の取組への加算	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積	(令和3年度) 12,815ha	(令和4年度) 13,801ha (令和5年度) 13,986ha
			飼料用米の収量	(令和3年度) 585kg/10a	(令和4年度) 600kg/10a (令和5年度) 600kg/10a
2	加工用米	加工用米の複数年契約の取組への加算	加工用米の作付面積	(令和3年度) 1,135ha	(令和4年度) 1,355ha (令和5年度) 1,355ha
			加工用米の複数年契約割合	(令和3年度) 77.2%	(令和4年度) 80% (令和5年度) 80%
3	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、地域特認作物	園芸作物等転換加算	園芸作物の拡大面積 (R4からは水稻の減少面積を上限に変更)	(令和3年度) 41ha	(令和4年度) 80ha (令和5年度) 80ha
4	飼料用米、米粉用米	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組	(飼料用米) 複数年契約取組面積	(令和3年度) 11,686ha	(令和4年度) 11,686ha (令和5年度) 11,686ha
			(飼料用米) 作付面積	(令和3年度) 11,760ha	(令和4年度) 12,681ha (令和5年度) 12,684ha
			(米粉用米) 複数年契約取組面積	(令和3年度) 41ha	(令和4年度) 41ha (令和5年度) 41ha
			(米粉用米) 作付面積	(令和3年度) 43ha	(令和4年度) 50ha (令和5年度) 55ha
5	新市場開拓用米	新市場開拓用米の複数年契約の取組	複数年契約取組面積	(令和3年度) -	(令和4年度) 5ha (令和5年度) 62ha (令和6年度) 62ha
6	そば、なたね	そば・なたねの作付の取組	水田におけるそばの作付面積（基幹作）	(令和3年度) 339ha	(令和4年度) 400ha (令和5年度) 400ha
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の取組	輸出用米の作付面積	(令和3年度) 441ha	(令和4年度) 470ha (令和5年度) 620ha
8	地力増進作物	地力増進作物の作付の取組	地力増進作物の作付面積	(令和3年度) -	(令和4年度) 30ha (令和5年度) 50ha (令和6年度) 50ha

必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 茨城県

整理番号	用途 ¹	作期等 ²	単価 (円/10a)	対象作物 ³	取組要件等 ⁴
1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	5,000	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	生産性向上の取組を1つ取り組む
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000	加工用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加する取り組み
3	園芸作物等転換加算	1	25,000	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、地域特認作物	園芸作物の拡大面積(前年度より水稻面積が減少した面積を上限)
4	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組	1	6,000	飼料用米、米粉用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加する取り組み
5	新市場開拓用米の複数年契約の取組	1	10,000	新市場開拓用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加する取り組み
6	そば・なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	そば・なたねで出荷・販売する取り組み
7	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	新市場開拓用米を作付けし認定を受ける取り組み
8	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	地力増進作物	地力増進作物を作付けし、すき込みをする取り組み(拡大面積で、前年度より水稻面積が減少した面積を上限)

1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

3.活用方法

配分枠

795,372,000 円

整理番号	用途 ¹	作期等 ²	単価 (円/10a)	面積 (a単位) ³														所要額 × (円)			
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他	合計 ⁵	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹				その他の高収益作物
1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	5,000				5,000	1,268,100	60,000		47,000								1,380,100	690,050,000	
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000						97,500										97,500	58,500,000	
3	園芸作物等転換加算	1	25,000										8,000				2,000		10,000	25,000,000	
4	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組	1	6,000																		
5	新市場開拓用米の複数年契約の取組	1	10,000																		
6	そば・なたねの作付の取組	1	20,000																		
7	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000																		
8	地力増進作物の作付の取組	1	20,000																		
合計(基幹) ⁴			実面積				5,000	1,268,100	60,000	97,500	47,000				8,000			2,000		1,487,600	
合計(二毛作) ⁴			実面積																		773,550,000

- 1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「 (二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「 (耕畜連携)」と記入してください。
 ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
 なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「 (耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
- 2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。
- 3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
- 4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
 また、「合計」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
- 5 の合計は、各用途の合計面積を記入してください。
- 6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
- (注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

○追加配分を受けた場合(10月)の対応について

県設定整理番号1～3の所要額が配分枠を超過した場合、追加配分枠から差額を県設定に配分できるものとする。
県設定に配分した残額を地域設定に配分する。その際、各地域協議会の転換作物の増減や生産数量目標に相当する数値の達成状況、昨年度の実績面積に対する取組面積の増減等に応じて配分できるものとする。

・農業法人の本店所在地の異動などにより、配分を行う地域協議会が変更される場合、各地域協議会への配分額を調整する。

・地域の取組に応じた配分(整理番号4～7)を受けた場合、取組面積に応じて生産者に対して交付する。

・地力増進作物の作付の取組(整理番号8)の配分を受けた場合、下記の方法によって算出した単価により、生産者に対して交付する。

調整単価 = 地域協議会ごとの配分額 / 地域協議会ごとの対象面積(地力増進作物面積の前年度からの増加分)

なお、生産者への交付額は地力増進作物面積の前年度からの増加面積に応じて生産者に対して交付する。

○追加配分を受けた場合(10月以降も含む)の単価調整について

・各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の活用予定額が配分額を下回る場合、残額を県設定に充当する。

県設定整理番号1に、計画面積より取組面積が拡大した用途に充当する。

県設定整理番号1を10,000円/10aを上限に、下記の方法により算出した単価により、10円単位で調整する。

調整単価 = 各地域農業再生協議会の残額 / 整理番号1の対象面積

単価 = 調整単価(10円単位) + 当初の単価

・交付金額が配分枠を下回る場合

整理番号1において下記の方法によって算出した単価により、10円単位で調整する。

調整単価 = (配分枠 - 交付金額) / 整理番号1の対象面積

単価 = 調整単価(10円単位) + 各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の残額が生じた場合の調整後の単価(10円単位)

整理番号1が上限額に達した場合、整理番号2及び3において下記の方法によって算出した単価により、10円単位で一律で調整する。

調整単価 = (配分枠 - 交付金額) / 整理番号2 + 3の対象面積

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・県設定整理番号1～3の所要額が配分枠を超過した場合

産地交付金に残額が生じた地域農業再生協議会から、残額を県設定の配分額に充当する。

の調整をしても所要額が超過した場合には、県設定整理番号1～3において下記の方法により算出した単価により、10円単位で一律に調整する。

(調整単価) = 県設定整理番号1～3の不足金額 / 県設定整理番号1～3の対象面積

単価 = 当初の単価 - 調整単価(10円単位)

・県及び地域段階において、所要額が追加配分を受けた上での活用予定額(以下「活用予定額」)を下回る協議会がある場合当該協議会の活用予定額と所要額の差額を、県設定に充当する。残額があった場合、所要額が活用予定額を上回る地域協議会に再配分できるものとする。

なお、再配分は、追加配分を受けた上での所要額と活用予定額との差額を上限に再配分する。県及び地域段階の余りの金額が、所要額と活用予定額の差額に満たない場合、所要額が活用予定額を上回る協議会に一定割合で配分する。

6. 高収益作物について

エゴマ、キビ、モチキビ、ヒエ、ごま、粟、ハトムギ、その他雑穀

小豆(白小豆含む)、落花生、インゲン、ペニバナインゲン、ささげ豆、そら豆、黒大豆(白大豆、青大豆)、

加工用青刈り稲、茶、たばこ、芝、ウコン(薬草)、生薬(トウキ)、まこもたけ、ひまわり油、こんにゃく、モロコシ

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	1			
使途名	新規需要米生産性向上等の取組への加算					
対象作物	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作のみ）					
単 価	5,000円以内/10a（単価の上限は10,000円/10aとする）					
課 題	<p>【令和3年度の評価】 令和3年産の飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積実績は12,815haとなり、の目標値に対して119%と大幅に目標値を超えた。令和3年産の米価は大幅に下がるおそれがあったため、系統外集荷業者・営農計画書未提出者への訪問等により推進などを行った結果、飼料用米は過去最大の拡大面積となった。このことから、令和4年度、令和5年度の目標値を上方修正する。 ○令和3年産の飼料用米の収量は目標値に対して97.5%となった。令和2年産収量より増加したものの、一部の地域においてカメムシ被害が発生し、収量が著しく減少したことが要因。目標達成に向けて、多収品種の導入等引き続き支援を行っていくこととする。</p> <p>【令和4年度の課題】 ○稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不要であり、畜産業界からの大きな需要のある飼料用米を中心とした新規需要米の作付拡大を推進することが有効。 主食用米の需給安定を図るため、自らの経営改善や地域の課題解決に率先して取り組む意欲ある担い手を中心に、収入を増大するための多収品種等の導入、農地の利用集積や団地化、低コスト技術の導入などを推進することが必要。</p>					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積	目標	10,000ha	10,759ha	13,801ha	13,986ha
		実績	9,080ha	12,815ha	-	-
	飼料用米の収量	目標	680kg/10a	600kg/10a	600kg/10a	600kg/10a
実績		545kg/10a	585kg/10a	-	-	
内 容	新規需要米の作付けに当たって、コスト低減や作業の効率化等に取り組んだ農業者に対して配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組の要件 別添「取組条件の詳細」のとおり。 					
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 別添「取組条件の詳細」のとおり。 					
成果等の確認方法	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積 令和4年12月末までに、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積を集計する。 飼料用米の収量 令和5年3月末までに、飼料用米の生産量を作付面積で除し、平均収量を算出する。					
備考						

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

(別紙)

新規需要米生産性向上等の取組への加算 取組条件の詳細

取組条件の詳細

- ・ 次のうちいずれか 1 つに取り組めば加算の対象とします。
- ・ 次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件	具体的内容	確認書類等	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻種子の温湯種子消毒(60度・10分等)を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	<p>堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。</p> <p>堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壤改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 作業写真
	低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	疎植栽培	50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 栽培写真
	立毛乾燥	<p>通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。</p> <p>成熟期の目安 あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌 ・ 作業写真

	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
作業の効率化	連坦化	概ね 2ha 以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設 (CE・RC)の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手 (農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・人・農地プラン ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・規約(写) ・組合員名簿
	共同計算の取組	受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿
	WCS用稲専用品種の導入	(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことが、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	2			
用途名	加工用米の複数年契約の取組への加算					
対象作物	加工用米（基幹作のみ）					
単 価	6,000円以内/10a（単価の上限は12,000円/10aとする）					
課 題	<p>【令和3年度の評価】 令和3年度の加工用米作付面積は1,135 haとなり、目標は未達成となった。新型コロナウイルス感染症の影響により、加工用米の在庫量が積み上がり買取価格が大幅に下落したことが影響している。 加工用米の複数年契約を推進した結果、令和3年産の加工用米複数年契約割合は77.2%となり、目標を達成したことから、令和4年度以降の目標値を上方修正する。なお、複数年契約の交付対象面積は876ha。 加工用米の作付面積は減少したが、複数年契約割合は一定の割合が確保されているため、引き続き支援を行っていくこととする。</p> <p>【令和4年度の課題】 ○主食用米の需要量が年々減少していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大による中食・外食での需要量減少もあってさらなる米価の下落が懸念される。これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価を安定・農家の所得を確保していくことが必要。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用であり、需用者から原料用米としての安定供給を求められている加工用米は重要であることから、作付拡大と安定生産に向けて推進していくことが重要。 本県は他の主産地と比較して、事前契約数量が少ないため、複数年契約の締結を推進し、加工用米の安定供給ができる仕組みづくりを行う。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	加工用米の作付面積	目標	1,300ha	1,355ha	1,355ha	1,355ha
		実績	1,351ha	1,135ha	-	-
	加工用米の複数年契約割合	目標	65%	70%	80%	80%
実績		67.7%	77.2%	-	-	
内 容	加工用米の作付けに当たって、3年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 次の要件を満たす、すでに令和2年産または令和3年産から3年以上の複数年の販売契約を締結していること。または、次の要件を満たす、令和4年産から3年以上の複数年の販売契約を締結すること。 ・集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は、実需者との契約が確認できること。 ・販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年産の契約数量が明記されていることかつ契約不履行に対する違約条項があること。 ・契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。 					
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 ・集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 ・契約ごとの生産者リスト 					
成果等の確認方法	令和4年12月末までに作付面積を集計する。 令和5年3月までに作付面積及び支払対象面積から複数年契約割合を算出する。					
備考						

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

(参考様式1) 加工用米の複数年契約に関する覚書

_____ (以下「甲」という)と集荷業者_____ (以下「乙」という)とは、甲の生産する令和4・5・6年産の加工用米(種類)_____の生産・出荷に関し、次のとおり覚書を締結する。なお、次に定めない事項については別途、甲・乙で出荷契約を締結する。

(売渡委託等)

第1条 甲は、乙に対し、農林水産省が定める「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」(以下「国の要領」という)の加工用米について、売渡しの委託または売渡し(以下「売渡委託等」という)を行い、収穫後乙に出荷する。

2 乙は、甲の委託に対し、責任をもって受託する。

(売渡委託等を行う数量)

第2条 甲が、乙に売渡委託等を行う数量は次のとおりの数量とする。なお、国の要領に基づき、数量変更を行うことができるものとする。

令和4年産米 : 数量 : _____ 玄米 kg

令和5・6年産は、4年産の数量と同じとする。

2 甲は、国の要領に定める方法により出荷契約数量の変更を行う場合、変更後の数量について本覚書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。

3 甲は、国の要領に基づく取組計画の認定後、主食用米の不作など需給動向を踏まえて農林水産省が必要と判断した場合の計画の変更または認定の取り消しの申請をした場合、本覚書に基づき売渡委託等が行われたものとする。

(違約金)

第3条 甲は、甲の責に帰すべき理由により第2条に定める数量を下回った場合は、乙に違約金を支払う。

2 違約金の単価は、玄米60kgあたり _____ 円とする。

この覚書締結の証として、本書正1通、写1通を作成し、正は乙が、写しは甲が保有する。

令和 年 月 日

(生産者コード)

甲(住所)

印

(氏名)

乙

印

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	3			
使途名	園芸作物等転換加算					
対象作物	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、地域特認作物（基幹作のみ）					
単 価	25,000円/10a以内(単価の上限は50,000円/10aとする)					
課 題	<p>【令和3年度の評価】 令和3年度の交付対象面積は41haとなり、目標達成率51%となった。 令和2年度から、対象面積を「前年度と比較して主食用米の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限とする」要件を追加したことから、目標と実績の値に乖離がでた。 ○令和3年度目標と実績の値に乖離があったことから、令和4年度から要件緩和（水稻の減少面積を上限）し、定着性の高い高収益作物への転換を促すこととした。</p> <p>【令和4年度の課題】 主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用及び農業所得の向上を図るためには、主食用米から園芸作物への転換を推進する必要がある。 担い手となる生産者や法人、集落営農を中心に、園芸作物の導入を推進し、所得向上を図る。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	園芸作物の拡大面積 (R4からは水稻の減少面積を上限に変更)	目標	100ha	80ha	80ha	80ha
		実績	32ha	41ha	-	-
内 容	前年度と比較して水稻の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限としたうえで、園芸作物の拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度と比較して水稻（主食用米、飼料用米、新市場開拓用米、加工用米、WCS用稲、米粉用米）の作付面積が減少する。 ・園芸作物の作付面積が拡大する。 					
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 担い手であることは、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧により行う。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 園芸作物の拡大面積 (R4対象品目の作付面積) - (R3産地交付金の対象面積) で算出する。 R4作付面積は営農計画書、出荷販売伝票等により確認する。 5. 水稻の減少面積 営農計画書等で確認する。 令和3年度の面積が過去の営農計画書や出荷販売伝票で確認できない場合、本人から申告書を提出してもらい確認する。 なお、4の園芸作物の拡大面積と5の水稻の減少面積を比較して、小さい方の面積分について配分する。 					
成果等の 確認方法	令和5年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考						

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	4				
用途名	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組						
対象作物	飼料用米・米粉用米（基幹作）						
単 価	6,000円/10a						
課 題	<p>【令和3年度の評価】</p> <p>○令和3年度の複数年契約取組面積は飼料用米11,686ha、米粉用米41haとなり、目標（複数年契約取組面積）を達成した。令和4年度取組分から、本加算の対象とならないため、目標値を現状維持に修正する。令和3年度の作付面積は飼料用米11,760ha、米粉用米43haとなり、目標をおおむね達成することができた。令和3年産米価の大幅な下落危機を関係機関一体となって周知し、作付転換を推進したことにより、複数年契約及び作付面積が拡大となった。</p> <p>【令和4年度の課題】</p> <p>○令和3年度転換作物の約5割が飼料用米となったことから、令和4年度はひとつの作物に偏るのではなく、麦・大豆・高収益作物など定着性のある品目への作付転換を図るため目標を横ばい修正することとする。飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。</p> <p>○米粉用米については、需要が限られているため、製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種へ転換し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、さらなる生産性の向上を図る必要がある。</p>						
目 標	飼料用米	複数年契約取組面積	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			実績	5,000ha	8,604ha	11,686ha	11,686ha
		作付面積	目標	7,264ha	11,686ha	-	-
			実績	10,000ha	9,561ha	12,681ha	12,684ha
	米粉用米	複数年契約取組面積	目標	20ha	35ha	41ha	41ha
			実績	29ha	41ha	-	-
		作付面積	目標	40ha	44ha	50ha	55ha
			実績	37ha	43ha	-	-
内 容	需要者との複数年契約（3年以上）に基づき、飼料用米・米粉用米を作付けする取組を支援する。						
具体的要件	<p>1 需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和2年産又は令和3年産から3か年契約を継続しているものに限る）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 なお、令和4年産から新たに契約を結んだ複数年契約は対象外とする。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p>						
取組の確認方法	<p>以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類（新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等） ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類 						
成果等の確認方法	令和5年3月までに交付対象面積を確認する。						
備考							

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	5	
使途名	新市場開拓用米の複数年契約の取組					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	<p>【令和4年度の課題】</p> <p>○主食用米の消費減少が続く中で、定着性の高い品目への転換・産地化を図る必要がある。</p> <p>○今後需要の拡大が見込まれる輸出等の新市場開拓等のニーズへの対応が重要となることから、複数年契約を推進することで、供給の安定化を図る。</p>					
目 標			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	複数年契約取組面積	目標	-	5ha	62ha	62ha
		実績	-	-		
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、新市場開拓用米を作付けする取組を支援する。					
具体的要件	<p>1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和4年産から新たに複数年契約を結んだものに限る)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。)による取組であること。</p> <p>生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。</p> <p>販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p>					
取組の確認方法	<p>以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等) ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 					
成果等の確認方法	令和5年3月までに交付対象面積を確認する。					
備考						

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	6
使途名	そば・なたねの作付の取組				
対象作物	そば・なたね（基幹作）				
単 価	20,000円/10a				
課 題	<p>【令和3年度の評価】</p> <p>○目標に対し、達成率は85%であった。新型コロナウイルス感染症による中食・外食の減少により、そばの需要量が減少したことから、作付面積が伸びなかった。取組面積の目標達成に向けて引き続き支援し、推進を行っていく。</p> <p>【令和4年度の課題】</p> <p>稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用を図るため、需要を踏まえた、そばの作付けを推進していく必要がある。</p> <p>そばやなたねは湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。</p>				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	水田におけるそばの作付面積（基幹作）	目標 400ha 実績 323ha	400ha 339ha	400ha -	400ha -
内 容	水田において、そば・なたねを作付けた農業者に対して配分する。				
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 実需者等との間で出荷・販売契約を締結している。 				
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 出荷・販売契約書。 				
成果等の確認方法	令和5年3月までに支払対象面積を集計する。				
備考					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	7			
使途名	新市場開拓用米の作付の取組					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>【令和3年度の評価】</p> <p>○目標620haに対し、作付面積441haと目標を達成することができなかった。海外でのコロナ禍でのロックダウンによる外食減少により需要量が減少したことが要因。輸出米の在庫が積みあがっている現状を踏まえ、令和4年度の目標を下方修正し、引き続き支援する。</p> <p>【令和4年度の課題】</p> <p>○主食用米の需要量が年々減少していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大による中食・外食での需要量減少もあってさらなる米価の下落が懸念される。これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価を安定・農家の所得を確保していくことが必要。</p> <p>○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用である、新市場開拓用米の作付拡大を推進することが有効。 米の国内消費量が年々減少する中、新たな販売先を海外に求めることが必要。</p>					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	輸出用米の作付面積	目標	450ha	620ha	470ha	620ha
		実績	622ha	441ha	-	-
内 容	内外の新市場の開拓を図る米穀を作付けた農業者に対して配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 新規需要米取組計画書の認定を受けている。 					
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 新規需要米取組計画書 					
成果等の 確認方法	令和5年3月までに支払対象面積を集計する。					
備考						

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	8	
用途名	地力増進作物の作付の取組					
対象作物	地力増進作物（基幹作）					
単 価	20,000円以内/10a					
課 題	<p>【令和4年度の課題】</p> <p>○農業生産の持続的な維持向上に向けては、「土づくり」に取り組むことが必要。収量が落ちている農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給できるとともに、深い土層の改良効果により、次期作の収量向上につなげていく必要がある。</p> <p>○水田においては、水稻を作付けした場合、温室効果ガスのメタンを排出しているが、地力増進作物へ転換することにより、メタン排出がほぼゼロになるとともに、土壌にすき込むことで土壌中に有機物を供給し、炭素貯留効果が期待できる。生産性の向上に併せ、環境に配慮した農業に取り組んでいく必要がある。</p>					
目 標			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地力増進作物の作付面積	目標	-	30ha	50ha	50ha
		実績	-	-		
内 容	前年度と比較して地力増進作物の作付面積が拡大した農業者に対して、拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	<p>1 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>2 取組要件 (1) 地域協議会の水田収益力強化ビジョンの「作物ごとの方針」に、以下を位置付けること。 地力増進作物の活用目的 活用目的に照らして推奨する具体的作物 なお、当該ビジョンに地力増進作物を位置付けていない地域協議会は配分対象としない。 (2) (1)の位置づけを行った地域協議会ごとにみて、以下のいずれか小さい方の面積に対して配分する。 水稻作付面積（水田リノベの対象米穀は除く）の前年度からの減少分 地力増進作物作付面積（基幹作）の前年度からの増加分 (3) 同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。なお、3年以上の支援を要する場合には、必要性を記載した理由書を提出の上、県の承認を得るものとする。 (4) 地力増進作物を作付した翌年の水田には、主食用米以外の作物を作付するものとする。ただし、水稻（主食用米、飼料用米など）と転換作物のブロックローテーションに取り組みつづき土づくりを行う場合はこの限りでない。 (5) 対象作物に適した作期での栽培や、すきこみ等の作業を行うこと。</p> <p>3 交付対象者 販売農家・集落営農</p> <p>4 交付対象面積 地力増進作物の拡大面積に応じて交付する。</p> <p>5 単価調整 下記の方法によって算出した単価により、生産者に対して交付する。 調整単価 = 地域協議会ごとの配分額 / 地域協議会ごとの地力増進作物面積の前年度からの増加分</p>					
取組の確認方法	<p>1 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。</p> <p>2 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 作業日誌または写真もしくは現地確認により行う。</p> <p>3 地力増進作物の拡大面積 (R4作付面積) - (R3作付面積)で算出する。 R4、R3作付面積は営農計画書により確認</p>					
成果等の確認方法	令和5年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考						

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。